

10月1日導入の『軽自動車税・環境性能割』
身体等に障がいのある人
及び社会福祉施設等に係
る減免について

税制改正により、10月1日から軽自動車税に新たに「環境性能割」が導入され、10月1日以後の軽自動車の取得に対して適用されます（制度の詳細は町広報誌8月号参照）。

「軽自動車税・環境性能割」は、当分の間、都道府県（北海道）が課税・徴収の事務を行うこととなります。このため、減免の事務についても、北海道の減免の要件（障がいのある人の範囲、対象となる軽自動車、申請期限、対象となる施設等）に基づいて、北海道が事務を行います。要件については、現在の自動車取得税（都道府県税）の減免の要件に変更はありません。身体等に障がいのある人のために使用する軽自

動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により「軽自動車税・環境性能割」の減免を受けることができます。詳細については次のとおりです。

減免の対象となる人の範囲

- 1. 身体等に障がいのある人で次の範囲の障がい有する人（以下「身体障がい者の人」といいます。）が対象です。
 - 1. 身体障害者手帳の交付を受けている人で一定の範囲の障がい有する人
 - 2. 療育手帳の交付を受けている人
 - 3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - 4. 戦傷病者手帳の交付を受けている人で一定の範囲の障がい有する人

減免の対象となる軽自動車

次の軽自動車で、一定の要件を満たすものが対象です。
1. 身体障がい者の人が

- 2. 所有（取得）
- 3. 身体障がい者等の人生計を同じくする人がその身体障がい者の人のために所有（取得）
- 4. 身体障がい者等の世帯の身体障がい者等の人が所有（取得）
- 5. 構造上、身体障がい者の人が利用するための軽自動車
- 6. 社会福祉施設等の入所者の通所のために使用する軽自動車

減免の申請期限

次の申請期限までに、札幌道税事務所自動車税課又は名寄道税事務所に申請してください。

- 軽自動車の登録日の2か月後

減免の申請先・お問い合わせ先

申請先・お問い合わせ先は、次のとおりです。詳細の内容については、北海道のホームページをご覧ください。

札幌道税事務所自動車税部
【課税取扱庁】
札幌市北区北22条西2丁目
☎011-746-1194
名寄道税事務所
名寄市西4条南2丁目
☎01654-2-4148

お知らせ

林業退職金救済制度（林退協）の退職金請求について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く人のための退職金制度です。以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に入っていた人で退職金請求手続きをしたお心当た

りのない人は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。最寄りの支部または本部へお問い合わせください。

■ お問い合わせ
独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
☎03-6731-2890
FAX 03-6731-2890

詳しくはホームページでもご案内しております。
<http://www.rintaiikyotaisyo.kukin.go.jp>



運転免許証更新時講習
(9月2日(月)から10月3日(木)まで)

名寄文化センター会場

- 違反運転者講習(2時間)
10月3日(木)午後2時
9月2日(月)午後7時
- 初回更新者講習(2時間)
9月9日(月)午後2時
- 一般運転者講習(1時間)
9月9日(月)午後5時30分
9月12日(木)午後2時
10月3日(木)午後5時30分
- 優良運転者講習(30分)
9月9日(月)午後1時
9月12日(木)午後1時
10月3日(木)午後7時

下川交通防犯センター会場

- 優良運転者講習(30分)
9月5日(木)午後1時